

県民に不安と強い衝撃を与えたCH53E大型輸送ヘリコプターの不時着 炎上事故に対する意見書

去る10月11日午後5時20分頃、米軍普天間飛行場所属のCH53Eヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着し、炎上する大事故が発生した。事故現場は、民間の牧草地で民家からわずか300メートルで、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、県民に不安と強い衝撃を与えたことは断じて許されるものではない。また、事故現場近くには新川ダムがあり、ひとたび水瓶が汚染されると県民の死活に関わることにもなり、生存権を脅かす問題でもある。更に米軍は、県当局はじめ多くの県民が事故原因の究明を求めている最中、10月18日から一方的に訓練を強行している。

米軍の航空機に関する事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生するなど異常な事態となっている。

本村議会も当該事故が発生する度に米軍や関係機関に繰り返し厳重に抗議と要請を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に強い怒りを覚えるとともに米軍の安全管理体制の不備を指摘するものである。

本村においては、米軍のつり下げ訓練で2006年12月に米軍CH53大型輸送ヘリコプターが都屋漁港の護岸から約200メートルの海に廃車を落下させ漁業関係者や多くの村民に衝撃を与えた。また、今年の4月にも同型機による車両のつり下げ訓練が米陸軍トリイ通信施設から行われたことに対し、米軍や関係当局に抗議と要請をしてきたばかりである。まさにこの度の不時着炎上事故は他人事ではなく、村民に大きな不安と恐怖を与えている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1、今回のCH53E大型輸送ヘリコプターの事故原因を明らかにすること。
- 2、事故原因が明らかになるまで同型機の訓練を中止すること。
- 3、民間地上空及び水源地上空での米軍機の飛行訓練を中止すること。
- 4、日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月25日

沖縄県読谷村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣
防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

県民に不安と強い衝撃を与えたCH53E大型輸送ヘリコプターの不時着 炎上事故に対する抗議決議

去る10月11日午後5時20分頃、米軍普天間飛行場所属のCH53Eヘリコプターが東村高江の民間地域に不時着し、炎上する大事故が発生した。事故現場は、民間の牧草地で民家からわずか300メートルで、まさに県民を巻き込む大惨事寸前の事故であり、県民に不安と強い衝撃を与えたことは断じて許されるものではない。また、事故現場近くには新川ダムがあり、ひとたび水瓶が汚染されると県民の死活に関わることにもなり、生存権を脅かす問題でもある。更に米軍は、県当局はじめ多くの県民が事故原因の究明を求めている最中、10月18日から一方的に訓練を強行している。

米軍の航空機に関する事故については、これまで枚挙にいとまがないほど発生するなど異常な事態となっている。

本村議会も当該事故が発生する度に米軍や関係機関に繰り返し嚴重に抗議と要請を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状に強い怒りを覚えるとともに米軍の安全管理体制の不備を指摘するものである。

本村においては、米軍のつり下げ訓練で2006年12月に米軍CH53大型輸送ヘリコプターが都屋漁港の護岸から約200メートルの海に廃車を落下させ漁業関係者や多くの村民に衝撃を与えた。また、今年4月にも同型機による車両のつり下げ訓練が米陸軍トリイ通信施設から行われたことに対し、米軍や関係当局に抗議と要請をしてきたばかりである。まさにこの度の不時着炎上事故は他人事ではなく、村民に大きな不安と恐怖を与えている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し嚴重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1、今回のCH53E大型輸送ヘリコプターの事故原因を明らかにすること。
- 2、事故原因が明らかになるまで同型機の訓練を中止すること。
- 3、民間地上空及び水源地上空での米軍機の飛行訓練を中止すること。
- 4、日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、決議する。

平成29年10月25日

沖縄県読谷村議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 在日米軍司令官
在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事